

平成30年 第5回上島町議会臨時会会議録			
招集年月日	平成30年10月29日(月)		
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	平成30年10月29日 午前10時00分宣告		
応招議員	1	1番	村上 要二郎
	2	2番	林 康彦
	3	3番	池本 光章
	4	4番	大西 幸江
	5	5番	藏谷 重文
	6	6番	寺下 満憲
	7	7番	檜垣 一成
	8	8番	平山 和昭
	9	9番	前田 省二
	10	10番	土居 計彦
	11	11番	池本 興治
	12	12番	松原 彌一
	13	13番	亀井 文男
	14	14番	濱田 高嘉
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	町 長	宮 脇 馨
	2	副町長	村上 和志
	3	総務課長	古本 正
	4	管財課長	河端 光法
	5	広報情報課長	蓼原 洋樹
	6	住民課長	今井 稔
議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1	議会事務局 局長	東 秀彦
	2	議会事務局 係長	田房 聡子
	3	議会事務局 臨時	久保 真弓

町長提出議案の題目	1 専決処分事項の報告について（岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事請負契約の一部変更について） 2 上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 3 上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 4 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
その他の題目	1 議長辞職の件について 2 議長の選挙について 3 副議長辞職の件について 4 副議長の選挙について 5 常任委員会委員の選任について 6 議会運営委員会委員の選任について 7 議席の一部変更について 8 議員派遣報告（上島町各地区敬老会） 9 議員派遣報告（第7回上島町社会福祉大会） 10 議員派遣報告（平成30年度第2回町議会議員研修会） 11 議員派遣報告（平成30年第2回議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会） 12 議員派遣（上島町文化祭総会開会式）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 13番・議員 亀井 文男 1番・議員 村上 要二郎
会期	平成30年10月29日（1日限り）
傍聴者数	4名（男4名・女0名）

◎ 開 会

○(濱田 高嘉 議長)

改めましておはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から「平成30年第5回上島町議会臨時会」を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(濱田 高嘉 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議席番号13番・亀井議員、1番・村上議員を指名します。よろしく願いたします。

日程第2、会期の決定

○(濱田 高嘉 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。議会運営委員長に会期について報告を求めます。平山議会運営委員長、お願いいたします。

(平山議員、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、おはようございます。議会運営委員長からご報告いたします。

平成30年第5回臨時会の会期は、本日1日限りとし、議事日程については、お手許の配布のとおり進めることとしました。

どうか本臨時会に慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長より報告がありましたとおり、本臨時会の会期は、本日10月29日、1日限りとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、報告事項第5号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第3、報告事項第5号、「専決処分事項の報告について(岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事請負契約の一部変更について)」の説明をお願いします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。報告事項第5号、「専決処分事項の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1. 専決事項 岩城開発総合センター特定天井耐震改修工事請負契約の一部変更について
2. 専決事項の内容 現請負金額5,000万4千円 変更請負金額5,270万円、増加額269万6千円

なお、工事の変更内容等につきましては、河端管財課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(河端 光法 管財課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、河端管財課長。

○(河端 光法 管財課長)

はい。それでは、主な変更内容についてご説明いたしますので、3枚目の「参考資料」の図面をお願いいたします。この図面は、天井部の鉄骨や柱の配置を上から見た図面になります。

今回の工事は、開発センター2階大集会室の天井の耐震化を図るため、吊天井を膜天井に改修したものであります。主な変更内容は、この天井部の鉄骨の接続部分の補修と柱と鉄骨の接続部分のモルタルの補修で、天井裏で隠れていた部分で、施工時に補修が必要と確認されたため、追加工事を行ったものであります。図面の赤丸部分が鉄骨の補修箇所、主にボルト類の補修・差替え、補強用プレートの追加となっております。図面の青色部分がモルタルを注入した補修部分となっております。その他に、天井内既設電気ケーブルの固定金物の追加や、火災報知器の空気の移設などを追加工事をしております。以上で、説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、以上、報告事項の説明がありましたが、確認しておきたいこと等はありませんか。(複数の「なし」、「ありません」の声あり)なければ、これで報告事項を終わります。

日程第4、議案第119号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第4、議案第119号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第119号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

この条例は、住所地特例の適用が変わったため、関係規定を改めるとともに、愛媛県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱の改正に伴い字句を改めたものです。それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3号のイ及びウの「障害」の「害」をひらがなの「がい」に改めました。

これは、先ほどご説明させていただきました補助金交付要綱の改正に伴って字句を合わせたものでございます。それと第3条では、高齢者医療の確保に関する法律の引用先となる「第55条の2」を加えております。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい。えーとですねえ、あの一、条文の内容等じゃあないんですが、参考のためにちょっと確認しときたいんですが、この条例改正の中で、障害の本来、「害」という字が、漢字であったものがひらがなに変えたということが、まああの主だろうと思うんですが、ええ一、その「害」という、障害の「害」という漢字をひらがなに変えたっていう理由は、その上位法が変わったっていうことなんですよねえ。ちょっとその辺り説明してくれませんか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。障害者差別解消法の交付に伴いまして、愛媛県の方で補助金要綱を変えたということを知っております。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

えーとね、趣旨は分かるんですが、つまりあの一、まあ文化省辺りでも、いろいろあの文言の修正で漢字を仮名に変えていくといったようなことをやっておるんですが、つまりその障害の「害」、障害のという言葉の「害」という字は、その他の関連の条例も当然当てはまる話ですよええ。つまりですね、次の120号の議案のタイトルには、ええ一「上島町重度心身障害者」と「害」の字が漢字で入るとるんですよ。

ですので、ええ一まあ、上位法が改正されれば、その都度変わるんかもしれませんが、「害」という字を漢字からひらがなに変えたっていうには、あの一漢字の持つイメージがまあ、障害者に対してその不利な作用をするといったような思惑もあって漢字表記をやめたっていう流れがあると思うんですよ。で、それはそれとしていいとしまして、じゃあ関連するような我が町に条例があるので、一度その都度見直していただいでですねえ、やはり「漢字表現、あの一仮名表記にするべきものは、一緒にやったらどうですか」というこ

となんですよね。これはあの一、言わば、「害」という字を仮名にした理由付けがですねえ、じゃあ、課長の方で、その上位法の代わりって以外にも何か考え方って言うか、認識の仕方があるんでしたら、どうなんですか、何かありますか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、身体障害者手帳とか名詞になりましたら、あの一、漢字の「害」をそのまま使っているというところもあります。で、ええと、それ以外で名詞じゃないところは、ひらがなの「がい」に変えていくというような動きもございます。で、今回、ええ一、ひとり親家庭医療費の助成の方は、補助金要綱に合わせたような形になっております。で、重度心身者の方は、愛媛県の補助金要綱の方では漢字の「害」をご使用されているので、まだそのままで今回は改正はしないような形でやっておりますが、ええ一、再度、関係機関とも協議しながら、ええ一、条例、要綱等を改正する必要があるれば、またその都度対応していきたいと思っております。ご助言ありがとうございます。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

まああの一、漢字を仮名表記にするには、それなりにまだ議論があつての結果ですので、ええ一、まああの一関係条例も見直してですね、上位法が変わってなくても、それは条例ですので変えられると思うんで、表記統一を、一遍にたくさんあるんでね。あの一、一遍にはできんかもしれないが、心掛けていただきたいなど、そういうふうに思います。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(「ありません」の声あり) はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」、「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第119号、「上島町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第120号

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第5、議案第120号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第120号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。この条例も、先ほど説明させていただいた「ひとり親家庭」と同じように住所地特例の適用が変わったためでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条中の高齢者医療の確保に関する法律の引用先となる「第55条の2」を加えております。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」、「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第120号、「上島町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第121号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第6、議案第121号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第121号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。この条例は、上島町にはありませんが、今後事業の実施を行う事業者が出た際には、設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めなければならないということで、関係規定を改めたものです。それでは、新旧対照表をご覧ください。

ええー、1/7ページから2/7ページ中段までは、引用項文の変更や省令改正に合わせております。第6条の第2項は、新たに、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和を加えております。

ええー、4/7ページをご覧ください。第16条第2項に食事の提供や特例に係る外部搬入を加えております。

それでは、6/7ページまでをご覧ください。附則の第3項には調理に関する規定の適用猶予期間の延長を加えております。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい。ええー、実はですね、この条例も非常にそのわかりにくい条例なんで、主語と述語がきちんと繋がって読むためには、大変苦勞するといったようなんですが、ええー、条例決めてもそういう条例があるということ自体が町民の皆さん、あるいは事業をやりたい人に、まあ伝わっているかどうかは現状でわかりません。そして、まあ「条例があるんで見てください」って言われましても、なかなかこういう条例で掴めないということなんで、ええー、できればですね、このダイジェストな事業内容の、「条例のダイジェスト版」というんですか、要するに一行読めばこういうことかとわかるようなですね、ものを作ってホームページあるいは広報誌に広報したらどうかと思うんですが、どうですか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。ご提案ありがとうございます。住民課の方でまた、考えさしていただいて、理事者と協議をしながら、そういうあの周知をしていきたいと思えます。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい。あの、ありがとうございます。あの一、要するにわかりにくいというのが法律文でもあり条例文でもあるので、ええー、その一条文の中に但し書きがいっぱい入っているとあったようなものは抜いてですねえ、主語と述語といった簡単なことで、で、わからない、あの問い合わせがあればちゃんとこう説明してあげれば良いと思うので、そういう事業をこれから、まああの一必要になるかもしれませんし、まあ待機児童の問題もありますし、ですので、まあ参加者が増えてもらった方がいいんだらうと思うんで、ぜひ、その中身を皆さんに知らせる努力をお願いしたいと思えます。

○(濱田 高嘉 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」、「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第121号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

ここで、次の案件についての準備等がございますので、暫時休憩といたします。

(濱田議長、休憩中に亀井副議長に辞職願を提出)

(休 憩 : 午前10時18分～ 午前10時23分)

○(亀井 文男 副議長)

では、休憩前に引き続き会議を再開します。

議長に代わって、私が議長役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど、濱田議長から「議長の辞職願」が提出されました。ここで濱田議長から退任の挨拶について申し出がありましたので、これを許可します。壇上でお願いいたします。

(濱田議長、登壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、議長を退任するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。平成28年の11月の臨時議会におきまして、議員各位の指名推薦により議長に就任いたしましたから2年間、何とか職責を果たせたのも皆様方のご協力、ご支援をいただいたお蔭と深く感謝申し上げます。

ええーこの間、議長として私は何ができたのか、もっと努力をすべき点がなかったのか、と自問と反省の繰り返しでありました。「議会の権威を高めたい」と、「議会の機能を十分に発揮したい」という志だけは持って対応してきましたけども、なかなか上手くいかず、皆様のご期待に添い得なかったことを深く反省し、お詫びを申し上げたいと思っております。

議長を退任しましてからも、一議員として、この上島町の発展と住民福祉の向上に努力して参りますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたしまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にこの2年間、ありがとうございました。(拍手あり)

(濱田議長、降壇)

○(亀井 文男 副議長)

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件について

○(亀井 文男 副議長)

追加日程第1、「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、濱田議長、退席をお願いいたします。

(濱田議長、退席)

○(亀井 文男 副議長)

東 事務局長に辞職願を朗読させます。

○(東 秀彦 議会事務局長)

はい。それでは、濱田議長から提出されました辞職願を朗読させていただきます。

平成30年10月29日、上島町議会副議長 亀井文男 様、上島町議会議長 濱田高嘉。辞職願、このたび、上島町議会内規により議長を辞職したいので、受理されるようお願い出ます。以上でございます。

○(亀井 文男 副議長)

ただ今、事務局長が朗読したとおりです。

お諮りいたします。濱田議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、濱田議長の辞職を許可することに決定いたしました。濱田議員の除斥を解きます。(濱田議員、着席)

お諮りいたします。ただ今、議長の辞職が許可され、議長が欠けました。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行います。これにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

追加日程第2、議長の選挙について

○(亀井 文男 副議長)

追加日程第2、「議長の選挙」を行います。

今回の議長の選挙は、申し合わせにより、立候補制としていますが、立候補する方を事務局から報告いたします。

○(東 秀彦 議会事務局長)

はい。今回の議長選挙に立候補されている方は、寺下満憲議員、池本光章議員、平山和昭議員の3名でございます。以上で報告を終わります。

○(亀井 文男 副議長)

ただ今の報告のとおり立候補者が複数おられますので、これから直ちに選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。（事務局長、議場閉鎖）

○(亀井 文男 副議長)

ただ今の出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、松原議員、濱田議員を指名します。よろしく願いいたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。（事務局長、議席順に投票用紙配布）

（投票用紙配布後）

○(亀井 文男 副議長)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。「配布もれなし」と認めます。投票箱を点検します。（事務局長、投票箱（蓋、箱の順）を点検）

（事務局長、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう）

○(亀井 文男 副議長)

「異状なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。投票用紙に候補者の名前を記載の上、点呼に応じて、順次、投票をお願いします。

（事務局長、議席番号順に点呼し、投票させる）

○(東 秀彦 議会事務局長)

1番・村上議員、2番・林 議員、3番・池本光章議員、4番・大西議員、5番・藏谷議員、6番・寺下議員、7番・檜垣議員、8番・平山議員、9番・前田議員、10番・土居議員、11番・池本興治議員、12番・松原議員、13番・亀井議員、

14番・濱田議員

○(亀井 文男 副議長)

投票もれはありませんか。「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。松原議員、濱田議員、立会いを願います。

事務局長、投票箱を開け、開票してください。

(事務局長、開票・集計後、選挙結果を議長に渡す)

○(亀井 文男 副議長)

選挙の結果を報告します。寺下 満憲議員、1票。あっ失礼しました。

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0です。

有効投票のうち、寺下満憲議員 1票、池本光章議員 11票、平山和昭議員 2票。

この選挙の法定得票数は、35票です。よって、池本光章議員が、議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。(事務局長、議場開鎖)

○(亀井 文男 副議長)

ただ今、議長に当選されました池本光章議員が議場におられますので、会議規則第33条2項の規定によって、本席から当選の告知をします。池本光章議員、登壇して、当選承諾のあいさつをお願いします。

(池本光章新議長、登壇)

○(池本 光章 議長)

ありがとうございます。ええー、議会人として、3年目の若輩ではございますが、ご先輩方のご指導の下、誠心誠意、議会の運営に努めて参りたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手あり)

(池本光章新議長、降壇)

○(亀井 文男 副議長)

これで、私の議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで暫時休憩いたします。

(亀井副議長、休憩中に池本光章新議長に辞職願を提出)

(休 憩 : 午前10時44分 ~ 午前10時47分)

○(池本 光章 議長)

休憩前に引き続き会議を再開します。議長に当選しました池本光章です。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

先ほど、亀井副議長から「副議長の辞職願」が提出されました。

お諮りいたします。「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として議題とす

ることにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

追加日程第3、副議長辞職の件について

○(池本 光章 議長)

追加日程第3、「副議長辞職の件」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、亀井副議長、退席をお願いいたします。（亀井副議長、退席）

○(池本 光章 議長)

東 事務局長に退職願いを朗読させます。

○(東 秀彦 議会事務局長)

はい。それでは、亀井 副議長から提出されました辞職願いを朗読させていただきます。

平成30年10月29日、上島町議会議長 池本光章様、上島町議会副議長 亀井 文男。辞職願、このたび、上島町議会内規により副議長を辞職したいので、受理されるようお願い出ます。以上でございます。

○(池本 光章 議長)

ただ今、事務局長が朗読したとおりです。

お諮りいたします。亀井副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あるが、寺下議員からは「異議あり」の声あり）

○(6番・寺下 満憲 議長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議長)

はい。ええー、この臨時議会前に議員の協議会を開いたわけでありますね。あの一、そこで、議員の申し合わせ事項でありました「任期を2年とし再任はならない」と、このように定めていたわけではあります。しかしながら、その当会議において、ええー、あの一「再任をする」という形になったわけであります。

ええー、その点において、ここで辞職を認めても、既に次の候補者として名乗りを挙げている、いわゆる、口の下の乾かない間に、直ぐに副議長選挙に出てくる。このような在り方があっていいのか。私は疑問を感じ、ええー、地方自治法で謳われている4年任期に基づいて辞職すべきではないのか。ええー、それならば、辞職すべき、するならば、再び立候補するのはおかしいのではないのか。何故に理由で辞職するのかわからないけれども、そんなことであっていいのか。このように思うわけであります。

○(池本 光章 議長)

他に今のご意見について、ご意見ございますか。（「ありません」の声あり）なければ……。

○(4番・大西 幸江 議員)（挙手）はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あの一、先ほどの寺下議員の仰るとおりで、議員の申し合わせ事項として、2年で交代しますと。で、先ほど辞職理由も「内規によって事を進めます」と本人が仰っているにも関わらず、再任を認めないと約束しているのに、ここでまた立候補されるっていうのは、おかしんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○(池本 光章 議長)

今のご意見に他の方、ご意見ございませんか。

○(池本 興治 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 池本興治議員。

○(池本 興治 議員)

あの一、亀井議員の立候補については、本人の意志で立候補するんであって、その私たちは本人の立候補について、「それはいけませんよ」ということはできません。申し合わせ事項については、都度変わるんであります。そのために、本人が立候補するんじゃないたら私は、これは有効でないかと思っております。気に入らんかったら亀井さんを入れにゃあいいんですよ。そういう事でやってください。

○(池本 光章 議長)

他に、ご意見ございませんか。(「ありません」の声あり)

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。亀井副議長の辞職を許可することにご意義ありませんか。(複数の「異議なし」声あるが、2名以上の「異議あり」の声もあり)

○(池本 光章 議長)

それでは、挙手を取って採決したいと思いますが、亀井副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者、挙手)

(賛成者：村上議員、林議員、藏谷議員、檜垣議員、前田議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、濱田議員、反対者：大西議員、寺下議員、平山議員)

賛成多数です。よって、亀井副議長の辞職を許可することに決しました。

お諮りいたします。ただ今、副議長の辞職が許可され、副議長が欠けました。(東議会事務局長から「ちょっと待ってください、ここでこれを…」の声あり) ご異議なしと…いや、よって、亀井副議長の辞職を許可することに決しました。亀井議員の除斥を解きます。

(亀井議員、着席)

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。ただ今、副議長の辞職が許可され、副議長が欠けました。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行います。これにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、副議長の

選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

追加日程第4、副議長の選挙について

○(池本 光章 議長)

追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

今回の副議長の選挙は、申し合わせにより、立候補制としていますが、立候補する方を事務局長から報告いたします。

○(東 秀彦 議会事務局長)

はい。副議長選挙に立候補されている方は、寺下満憲議員、亀井文男議員の2名でございます。以上です。

○(池本 光章 議長)

なお、これまでの上島町議会の申し合せ事項においては、あっ、違うな。以上で報告を終わります。

ただ今の報告のとおり、副議長選挙についても立候補者が複数おられますので、これから直ちに選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。(事務局長、議場閉鎖)

○(池本 光章 議長)

ただ今の出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、村上議員、林議員を指名します。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。(事務局長、議席順に投票用紙配布)

(投票用紙配布後)

○(池本 光章 議長)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。(「なし」の声あり)「配布もれなし」と認めます。投票箱を点検します。(事務局長、投票箱(蓋、箱の順)を点検)

(事務局長、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう)

○(池本 光章 議長)

異状なしと認めます。ただ今から投票を行います。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票いただきます。

これから事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長、議席番号順に点呼し、投票させる)

○(東 秀彦 議会事務局長)

1番・村上議員、2番・林 議員、3番・池本光章議員、4番・大西議員、5番・藏谷議員、6番・寺下議員、7番・檜垣議員、8番・平山議員、9番・前田議員、10番・土居議員、11番・池本興治議員、12番・松原議員、13番・亀井議員、

14番・濱田議員。

○(池本 光章 議長)

投票もれはありませんか。（「なし」の声あり）「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。開票を行います。村上議員、林議員、立会いを願います。事務局長、投票箱を開けてください。開票してください。

（事務局長、開票・集計後、選挙結果を議長に渡す）

○(池本 光章 議長)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、寺下満憲議員 3票、亀井文男議員 11票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、35票です。従って、亀井文男議員が、副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。（事務局長、議場開鎖）

○(池本 光章 議長)

ただ今、副議長に当選されました亀井文男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をします。

亀井文男議員、登壇して当選承諾のあいさつをお願いいたします。

（亀井副議長、登壇）

○(亀井 文男 副議長)

まあ、皆様の協力によって、当選させていただきました。ほて、これからも議会運営がスムーズにいくように、そしてまた、議長の補佐役としてしっかり頑張ろうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。（拍手、「がんばれ」の声あり）

（亀井副議長、降壇）

○(池本 光章 議長)

ここで暫時休憩といたします。

（事務局、休憩中に常任委員会委員等の名簿を配布する）

（ 休 憩 ： 午前11時15分 ～ 午前11時20分 ）

追加日程第5、常任委員会委員の選任について

○(池本 光章 議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5、「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。各常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、各常

任委員は、お手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

名簿を読み上げます。

総務文教厚生委員会委員に、林議員・池本光章議員・大西議員・藏谷議員・檜垣議員・平山議員・前田議員。

産業建設委員会委員に、村上議員、寺下議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、濱田議員。

予算決算委員会委員に、議長の私を除く全議員、村上議員、林議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、前田議員、土居議員、池本興治議員、松原議員、亀井議員、濱田議員。

議会広報委員会委員に、村上議員、林議員、池本光章議員、松原議員、亀井議員。

以上でございます。

○(池本 光章 議長)

ただ今、選任されました、各常任委員会委員は、次の休憩時間中にそれぞれの委員会を開き、委員長、副委員長の互選を行ってください。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは、「年長の委員がその職務を行う」ことになっておりますので申し添えます。

委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。控室にお集まりください。

(休 憩 : 午前11時20分 ~ 午前11時22分)

○(池本 光章 議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副委員長を互選したので、ここで、その結果を報告いたします。

総務文教厚生委員会委員長に前田省二議員、副委員長に平山 和昭議員。産業建設委員会委員長に寺下満憲議員、副委員長に濱田高嘉議員。予算決算委員会委員長に土居計彦議員、副委員長に松原彌一議員。議会広報委員会委員長に林 康彦議員、副委員長に村上要二郎議員が互選され、それぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任について

○(池本 光章 議長)

追加日程第6、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。「議会運営委員会委員の選任」については、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。

名簿を読み上げます。議会運営委員会委員に、村上議員・林議員・大西議員・平山議員・池本興治議員・濱田議員でございます。従って、議会運営委員は、お手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○(池本 光章 議長)

ただ今、選任されました、議会運営委員会委員は、次の休憩時間中に委員会を開き、委員長、副委員長の互選を行ってください。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは、年長の委員がその職務を行うことになっておりますので申し添えます。

委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

(休 憩 : 午前 11 時 27 分 ~ 午前 11 時 29 分)

○(池本 光章 議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで休憩中に議会運営委員会を開催して、正副委員長を互選したので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に平山和昭議員、副委員長に池本興治議員が互選され、それぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

追加日程第7、議席の一部変更について

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、「議席の一部を変更」したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第7として「議席の一部を変更」いたします。

議席の一部変更については、お手許に配布した(事務局長から「まだ配布してないので、ここでちょっと休憩を取ってください」の声あり)ここで、しばらく、暫時休憩いたします。

(事務局、休憩中に新議席表を配布する)

(休 憩 : 午前 11 時 30 分 ~ 午前 11 時 32 分)

○(池本 光章 議長)

議席の一部変更については、お手許に配布した議席表のとおり指定いたします。その議

席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

○(東 秀彦 議会事務局長)

はい。新議席表が決まりましたのでご報告させていただきます。

まず、1番・村上要二郎議員、2番・林 康彦議員、3番・大西幸江議員、4番・藏谷重文議員、5番・寺下満憲議員、6番・檜垣一成議員、7番・平山和昭議員、8番・濱田高嘉議員、9番・前田省二議員、10番・土居計彦議員、11番・池本興治議員、12番・松原彌一議員、13番・亀井文男議員、そして14番が池本光章議員でございます。以上です。

○(池本 光章 議長)

議席の一部変更については、事務局長が読み上げた議席表のとおり指定しますので、次の議会から、ただ今指定しました議席にお着きください。

日程第7～10、報告第15号～報告第18号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第7号、日程7～10、報告第15号～18号、「議員派遣報告」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、報告第15号～報告第18号、「議員派遣報告」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第15号及び第18号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第15号(上島町各地区敬老会)、報告第16号(第7回上島町社会福祉大会)、報告第17号(平成30年度 第2回議員研修会)、報告第18号(平成30年度 第2回議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会)。

以上で議員派遣報告を終わります。

日程第11、議員派遣の件

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第11の「議員派遣の件について」を議題とします。

本件については、お手許に配布のとおり「上島町文化祭総合開会式」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。「上島町文化祭総合開会式」に議員を派遣することにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、「上島町文化祭総合開会式」に議員を派遣することに決定しました。

◎閉 会

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は、全て審議が終了しました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、平成30年上島町議会第5回臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

(起立、礼)

(了)

(平成30年10月29日 午前11時40分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 亀 井 文 男

署名議員 村 上 要 二 郎